

委員会提出議案第 1 号

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例について
相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 3 月 1 3 日提出

提出者 相模原市議会議会運営委員会委員長 小 野 弘

相模原市議会委員会条例の一部を改正する条例
相模原市議会委員会条例(平成 4 年相模原市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表総務委員会の項中「秘書課」を「市長公室」に、「企画財政局」を「財政局」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

相模原市行政組織条例及び相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和元年相模原市条例第 3 5 号)による相模原市行政組織条例(平成 1 8 年相模原市条例第 5 9 号)の改正に伴い、常任委員会の所管事項に係る規定を改正いたしたく提案するものである。